

近世湯治小考

—徳山毛利家文庫「御蔵本日記」を読む—

吉積久年

『徳山略記 前篇』によると、三代徳山藩主毛利元次（一六六七—一七一九）は、持病の痔疾を抱えて湯治を繰返していることがわかる。元禄六年（一六九三）の山口湯田をはじめとして、同十六年相模塔之沢（箱根七湯の一）、宝永三・七年（一七〇六・一〇）には摂津有馬、正徳四年（一七一四）熱海にそれぞれ通っている。

元禄十六年の記述はこうである。

「元次公御持病色々療養被遊候へ共駿無御座候故、相州塔之沢江三廻御入湯御願被遊、二月二日御発駕、廿一日御帰館」

徳山藩の政務局であつた蔵本で書き綴られた「御蔵本日記」

一一六六冊の一群が、山口県文書館架蔵の徳山毛利家文庫の中にある。

元禄元年（一六八八）から明治元年（一八六八）まで、同藩が改易された時期などを除いて約一七〇年間分が遺存する。た

だし、時間を遡るほど残存率は低い。

当該日記を讀了して得られたさまざまな情報については、これまでいろいろ拙文を著わして来たところだが、今回、ここでは湯治という題材を設定してみ、近世社会の動向の一端を知る機会になればと思ふ筆をとるものである。

湯治を実行するには長期の不在が強いられるわけで、一時的離職（不在）、つまり職務免除の許可を得なければならぬ。日記には、中下級の藩士や年寄・庄屋などの町村役人のほか、社寺関係者に限定されることではあるが、右の許可決裁の模様をはじめ、時には湯治への出立あるいは湯治からの帰国の報告が書留められている。

年代を追つて、湯治先毎に許認可件数（湯治者数）をまとめてみたのが、表1である。なお、元治元（一八六四）～明治元年は記載例がない。

山口湯田への湯治が最も多く、全体の三割余りを占める。しかも、時代が下るにいたがいを増やしていることが判る。元

禄正徳期では一割余りしかなかったものが。

次いで多いのが、摂津の有馬（現神戸市）である。全体のちょうど四分の一を占めているが、右の山口とは好対照に時代が下るにつれ数を減らし、ついに文政以降は全く見当らなくなる。元禄正徳期には実に六割の占有率を誇って湯治先として拔群である。有馬は、太閤秀吉がよく利用したところとして著名である。

これに、道後（伊予松山）・豊後浜脇（別府）が続く。

ときによって湯治先が動いている。

防長両国と両国外に分けると、全体で44%と56%になる。

文化期までは湯治先に幅が認められるものの、文政期以降は豊後浜脇や山口、川棚（現下関市）に特化されている。

なお、寛延期（一七四八―五〇）の水内三三例については、すでに拙文「宝暦期、徳山湯涌出騒動記」³に紹介済みであるが、寛延二年五月から翌三年九月までの極短期に限定される安芸国水内（現広島県広島市湯の山温泉）への狂騒的とも映る蜷集模様であり、大変面白い特異な現象といえる。

時代とともに遠隔地が敬遠されて行つたのではないかという見解の誘惑にかられそうになるけれども、湯治の理由がある程度書留められているので、客観的に観る手立てとして紹介しておきたい。湯治先毎にその理由、つまり身体不良の断わりをまとめたのが、表2である。日記の記述どおりの表記をし、考察は門外漢のため慎しみたいと考える。

次いで、湯治に費やされた日数を見ておこう。最も遠隔で最

表2 湯治理由一覧

湯治先	湯治理由(病名)と件数
山口	小瘡30、疱瘡1、雁瘡8、痔疾雁瘡1、癩下湿瘡4、頭痛4、吹出(物)3、腫物2 疳疾1、痔疾(病)4、足痛4、腰痛2、腰足痛1、頭痛1、肩痛1
有馬	痔病4、頭痛3、腰痛2、肩痛2、足痛、打身1、腕しびれ・上臈虫付1
道後	足病(痛)6、腫物3、小瘡2、下疳1、打身痛・下疳1、痔疾2、脚氣2、打身1 腰肩痛1、肩痛2、腰痛1、腹痛1、瘧氣1
豊後	足痛4、痔疾瘧氣腰痛1、瘧氣2、中氣1、痔病1、頭痛1
川棚	瘧氣2、瘧氣頭冷腰痛など1、腰痛1、足痛1、痔疾1、疱瘡1
俵山	足痛3、頭痛1、腰痛1、疝癩1、脚氣1
深川	瘧氣2、足痛1
水内	腹痛1、肩痛1

も日数を要したのが、寛保二年（一七四二）二月朔日の条に見える杉山丹宮⁴の上州草津（群馬県）行き、往来は二〇〇日である。

湯治先毎に往来日数の平均を出してみた。有馬四〇・九日（75例）、道後四二・四日（42例）、水内一七・三日（22例）、川棚一六・八日（5例）、俵山二八・七日（6例）、深川一五日（2例）、そして山口一四・八日（53例）である。なお、豊後浜脇は一例しか記述が認められず、それは二二日である。

表3は、身分別に湯治先を見直してみたものである。有馬为例に、藩士対藩士外の変化を見てみよう。なお畔頭・百姓・目代は、本来当該日記の埒外であるため考察の対象から外すことにする。元禄〜正徳期8人对22人（以下、人略）、享保期15対22、元文〜寛延期20対24、宝暦期28対10、明和・安永期11対5、天明・寛政期13対7、享和・文化期2対6と推移し、多大な日数と費用を要する有馬湯治であったはずだが、藩士外が漸減、つまり藩士が漸増し、宝暦期を変わり目として逆に転じ、享和・文化期では元に戻った形になっている。全体で97対96。

山口湯治の場合、元禄〜正徳期2人对8人（以下、人略）、享保期20対2、元文〜寛延期25対1、宝暦期18対2、明和・安永期29対4、天明・寛政期80対9、享和・文化期22対4、文政期以降13対1と推移し、例外はあるものの割合が比較的安定しているといえ、有馬湯治に比べ藩士の湯治が多かったことになる。全体で209対31、つまりおよそ7対1。

また、同一人物で複数回湯治の許可をもらった者のことにつ

いて語っておきたいと思う。最高は五回。荒仕子小頭の好右衛門が、全て「痛所」があるとの断わりで、①寛政七年（一七九五）三月八日（往来二五日）、②同十年九月二日（先方二五日）、③享和元年（一八〇一）三月十八日（往来三〇日）、④文化五年（一八〇八）三月十日（二五日の暇）、⑤同八年三月五日（同）、足掛けて一七年間に五回（延べ日数一三〇日）、湯治先を全て山口として許可を得ている。

このほか四回許可を得た者の事例が六人おり、有馬温泉湯治許可を四回得たものとして、大藤谷村（現下松市）庄屋がいる。元禄五年（一六九二）七月六日（日数不明、ただし伊勢参宮も兼ねる）、同八年七月八日（三〇日）、同十四日（一五日）、宝永二年（一七〇五）六月十一日（二〇日）、足掛け一四年間に四回（延べ日数六五日+a）である。意外に日数は短かい。

家族が入れ替わり立ち替わり赴いた事例もある。谷野喜代助を当主とし、先ず自ら寛政六年十一月十日は道後（往来五〇日、これには倅同伴）、翌七年三月十日は倅のみで深川（往来二〇日）、そして同八年二月二十日には妻のみで道後（往来一〇日）というもの。

右記大藤谷村庄屋の例で述べたとおり、単に湯治だけではなく、有名杜寺への参詣も兼ねる場合も散見され、この場合は不在期間が当然長くなることになる。有馬湯治と伊勢参りを兼ねた事例が14（うち一例は更に金比羅参りも兼ねる、五〇日あるいは九〇日の事例が多い）、川棚湯治と大宰府参りを兼ねた例が5、道後湯治と金比羅参りを兼ねた例が3。その他一例ずつ

表3 身分別湯治先

	身分	山口	有馬	道後	豊後	川棚	依山	深川	その他	計
元禄〜正徳	藩士	2	8	4			1			15
	庄屋	6	12	3						21
	年寄	2	6	1						9
	寺社		4	2					中津1	7
	畔頭		7							7
	百姓		1				1			2
	計	10	38	10	0	0	2	0	1	61
享保(4〜20)	藩士	20	15	20		1	5			61
	庄屋	2	3	2						7
	年寄		5	1						6
	寺社		14	6				2		22
	畔頭		1							1
	目代		1							1
	百姓			1						1
計	22	39	30	0	1	5	2	0	99	
元文〜寛延	藩士	25	20	14	1	6	1		水内44 城崎2 草津1	114
	庄屋		4	1						5
	年寄		1							1
	寺社	1	19	4					水内6	30
	目代	1	1	1						2
	計	27	44	20	1	6	1	0	53	152
宝暦	藩士	18	28	18		12	3	4	豊後船井1 城崎5	89
	庄屋	1	6	4	1					12
	年寄		1	4						5
	寺社	1	3	4	1		1			10
	計	20	38	30	2	12	4	4	6	116
明和・安永	藩士	29	11	7	11	12	4		城崎12	86
	庄屋	2	2	1	1					6
	年寄									0
	寺社	2	3		2	1	3		伯州1	12
	計	33	16	8	14	13	7	0	13	104
天明・寛政	藩士	80	13	23		14	6	9		145
	庄屋	2	3							5
	年寄			1						1
	寺社	7	4	3	1	1	3			19
	畔頭		2							2
	百姓		3							3
	大工・瓦師			2						2
計	89	25	29	1	15	9	9	0	177	
享和・文化	藩士	22	2	2	10	4	2		城崎3	45
	庄屋	1	1	1						3
	年寄		2							2
	寺社	3	3	1	4	1			武雄1	13
	目代				1					1
計	26	8	4	15	5	2	0	4	64	
文政	藩士	13			18	4				35
	庄屋									0
	年寄									0
	寺社	1			3					4
	計	14	0	0	21	4	0	0	0	39

だが、芸州水内と巖高神社、俵山と豊前英彦山、川棚と宇佐八幡宮、山口と大宰府がある。

寛保元年（一七四一）八月六日の条に、四代徳山藩主毛利元堯の母蓮性院（一七四二年没）が腰痛のため、有馬温泉の汲湯調達を企てた旨の記述がある。四斗樽で八丁分が大坂経由で整えられ、九月十三日に徳山に届けられていることが見える。

安永七年（一七七九）十月十日の条には豊後浜脇、寛政十一年（一七九九）十月二十五日の条には深川（現湯本温泉）にそれぞれ汲湯の行われたことが記されている。

若君たちの正式な湯治のほか、お忍びの湯治に関する記事も散見され、冒頭に掲げた三代藩主毛利元次の湯治三昧の事実も考え合わせると、身分を問わぬ湯治模様が展開されていたと承知されよう。

〔註〕

1—原本は、山口県文書館架蔵「徳山毛利家文庫」の徳山藩史の項にあり、翻刻本として『徳山市立図書館叢書』第22集（昭和五十年刊行）がある。

2—主だった拙著は左のとおりである。

○「元禄期の徳山藩——『御蔵本日記』を読む——」（山口県地方史研究）第62号、平成元年

○「徳山遠石の祭りと芝居興行——近世期、地方小都市の社会——」（山口県史研究）第3号、平成七年

○「小藩における社会統計の試み——周防徳山藩『御蔵本日記』

を読む——」（山口県文書館研究紀要）第34号、平成十九年

3—「山口県地方史研究」第76号、平成八年

4—徳山毛利家文庫「譜録」（62）によると、杉山家は禄高三〇〇石、格式永代御用人。この丹宮義智の先代は、加判役・江戸当役など重役を任ずる。丹宮は元文六年（一七四二）隠居、宝暦四年（一七五四）没。

5—徳山毛利家文庫「譜録」（71）によると、谷野喜代助忠敬は、明和元年（一七六四）家を相続、寛政十一年（一七九九）一八〇〇）大坂蔵屋敷目付役、享和二年（一九〇二）没、享年55歳。谷野家は、禄高二五石、格式が中小姓。

6—また、徳山毛利家文庫には享保十一年（一七二六）から寛政二年（一七九〇）までの「山口御入湯日記」という史料群があるし、目を毛利家文庫に転じると、巡見事という区分の中に深川・俵山・山口湯田への入湯記録を多数見ることができらる。